

クラウド送迎管理システム「tracon」利用規約

第1条(規約の適用)

1. 株式会社リーフビジョン(以下、「当社」という)は、クラウド送迎管理システム「tracon」(以下、「本サービス」という)の利用規約(以下、「本利用規約」という)に基づき、本サービスを提供する。
2. 本利用規約は、当社と本サービスの利用に係る契約(以下、「本契約」という)を締結した事業所等(以下、「事業所」という)、又は第9条に定めるトライアルサービスの受益者に対して、本サービスの利用に関する一切が適用されるものとする。
3. 事業所は、本利用規約について同意の上、本サービスを利用するものとし、本サービスを利用することにより、本利用規約の内容について全て同意したものとみなされるものとし、事業所はこれを予め承諾するものとする。
4. 本サービスには、本利用規約のほか、当社が定める各種の規約(以下、「個別規定」といい、本利用規約とあわせて「本利用規約等」という)に同意し、本サービスを利用するものとする。なお、本利用規約と個別規定の定めが異なる場合には、個別規定の定めが優先されるものとする。

第2条(定義)

1. 本利用規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)「本サービス」

: クラウド送迎管理システム「tracon」と称する送迎業務管理のためのアプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)サービス及び付帯するオプションサービスの総称
 - (2)「事業所」

: 本利用規約に基づき、当社と本サービスの利用に係る契約(以下、「本契約」という)を締結した個人、法人、又は団体
 - (3)「事業所ら」

: 契約者及び本利用規約に基づき、第9条に定めるトライアルサービスの受益を受ける個人、法人、又は団体の総称
 - (4)「ログインID」

: 契約者らを識別するために用いられる当社が事業所らに付与する符号、又は、事業所らにおいて、操作する者を識別するために用いられる当社が事業所らに付与する符号
 - (5)「パスワード」

: 本サービスを利用する際に使用するログインIDと一対の事業所ら自らが設定、管理する符号
 - (6)「当社ウェブサイト」

: URLが「<https://leafvision.co.jp/consys/tracon/>」である当社が運営するウェブサイト(理由の如何を問わず、当社ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された

場合は、当該変更後のドメインを含む。)

(8)「導入サポート」

: 事業所からの希望により送迎プラン 1 事業所 1 週間分を作成するサポートサービス

(9)「サービス利用料金」

: 当社所定の申込書又は当社ウェブサイトに記載又は掲載する本サービスに係る利用料金の総額

(10)「利用申込者」

: 本サービスの利用を希望する個人、法人、又は団体

第 3 条 (本サービスの利用申込み)

1. 利用申込者は、本サービスの利用を希望する事業所 (以下、「申込事業所」という) 毎に本サービス利用に係る申込をするものとし、当該申込に際しては、本利用規約及び本サービスの仕組みを理解・承諾の上、次条に定める方法により申込をしなければならないものとする。

第 4 条 (利用申し込み・承諾、並びに契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する事業所は、本利用規約の内容を承諾の上、当社所定のオンラインフォーム又は当社所定の申込書 (以下、「申込書等」という) により、申込を行うものとする。
2. 本契約は、当社が当該申込書等に基づく本サービスの利用申込みを承諾した場合、当該申込書等の申込日をもって成立するものとする。
3. 本サービスの利用申込みは、必ず本契約を締結する権限を有する者が行わなければならないが、本契約を締結する正当な権限を有しない事業所等の役職員その他第三者の代理による申込は認められないものとする。
4. 当社は、利用申込者又は事業所らが次の各号のいずれか一に該当すると自らが判断した場合、利用申込みに対して承諾しないこと、又は事業所らに対して本契約を解除することが出来るものとする。なお、当社は、当該不承諾又は解除により利用申込者又は事業所らが被る一切の損害の賠償責任を負わず、また当該不承諾又は解除の事由を如何なる事由をもってしても当該利用申込者又は当該事業所らに説明する義務を負わないものとする。
 - (1) 本利用規約等に違反する行為を行うおそれがある場合又は過去に違反した事実が判明した場合
 - (2) 本サービスの利用申込み時に当社に提供された情報に、虚偽の記載や記載漏れがあった場合
 - (3) 本サービスの利用申込みをしようとする企業・団体等が実在しないか、又は実体的な活動を行っていない場合
 - (4) 第 21 条(反社会的勢力等)に違反し、又は違反するおそれがあると当社らが判断した場合
 - (5) その他当社が不適切と判断した場合

第5条 (本サービスの利用)

1. 当社は、本サービスの提供につき、当社の経営環境の変化、本サービスの瑕疵の修補、本サービス利用上の環境の変化、不都合又は相当数の事業所からの要請等により、事業所らへの事前の通知なく本サービスの仕様を変更できるものとする。
2. 事業所らは、本サービスの利用における諸操作・業務を当社の事前の書面（FAX、電子メールを含む。以下同じ）による同意なく第三者に委託することが出来ず、当社の同意により委託をする場合も本契約と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。ただし、それにより事業所らの責を免れるものではない。

第6条 (契約期間)

1. 本サービスの利用開始日は当社がログイン ID 及びパスワードを発行した日からとし、本契約の最低利用期間は、本サービスの利用開始日の属する月の翌月 1 日から起算して 12 ヶ月が経過した月の末日までとする。なお、最低利用期間満了日の 1 ヶ月前までに当社又は事業所の一方から書面による更新拒絶の意思表示がない限り、本契約はさらに 1 ヶ月間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約は、前項に定めるほか、次の事由のいずれかが生じたとき、終了するものとする。
 - (1) 第 14 条に基づく事業所による解約
 - (2) 第 4 条第 4 項並びに第 8 条第 6 項、第 15 条に基づく解除、並びに解約
3. 本契約終了後も、第 13 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条は存続するものとする。なお、第 17 条は本契約終了後 3 年間存続するものとする。

第7条 (登録車両数の追加・削減の取扱い)

1. 事業所が登録車両数の追加・削減を希望する場合、事業所は当社所定の方法に従い申込をするものとする。
2. 利用者数の削減は一部解約として解約に準じて取扱うものとする。

第8条 (本サービスの利用料)

1. 事業所は、本サービスの利用開始日の所属する月の翌月 1 日から本契約終了日の属する月の末日までのサービス利用料金を当社に支払うものとする。なお、サービス利用料金の日割計算は行わないものとする。
2. 導入サポートに係る費用は、別途、当社に支払うものとする。
3. 事業所は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当社からの請求書に従い当月利用分を翌月 28 日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日とする。）に、下記の方法にて支払うものとする。
 - ① 口座振替にて支払う方法
口座振替に係る手数料 300 円（消費税別）については、契約者の負担とする。
 - ② 当社が指定する口座に降り込む方法
振込手数料は事業者の負担とする。

4. 事業所が当社に対して支払ったサービス利用料金は、事業所の事情により途中で本契約が終了した場合、その他事由のいかんを問わず返還しないものとする。
5. 当社は、経済情勢の変動その他の事由により、サービス利用料等を改定する必要があると判断する場合には、事業所に対して改定の1ヶ月前までに通知することにより、これを変更することができるものとする。
6. 当社は、本条第3項に基づく支払期日にサービス利用料等の入金を確認できなかった場合には、本契約を解約することができる。この場合、当社は事業所に事前に通知の上、直ちに全ての本サービスを停止することができるものとする。
7. 事業所は、本条第3項に定める支払期日を超えても事業所が当社に対し支払うべき金銭債務を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して実際の支払いの前日までの期間について年14.6%の割合で算出した金額を延滞損害金として当社に対して支払うものとする。

第9条 (トライアルサービス)

1. 当社は、本サービスの利用を検討する者に対し、本サービスの全部又は一部を、当社が別途定める一定の期間のみ無料で利用できるサービス (以下、「トライアルサービス」という) を行うことができる。ただし、当社はトライアルサービスを提供する義務を負うものではない。
2. 当社は、トライアルサービスにおいて提供する本サービスの機能の範囲及び使用方法等に制限を設けることができる。
3. トライアルサービスの利用者が、本サービスを継続して利用する場合には、期間満了日までに第4条1項の規定に従い、本サービスの利用申込みをするものとする。
4. 前項に規定する利用申込みが無い場合においては、本サービスの利用を希望しないものとし、期間満了日以降の利用を停止する。

第10条 (ログインID・パスワード及び本人確認)

1. 事業所らは、個人情報保護及びセキュリティ保持の必要上、ログインID及びパスワード (以下、総称して「ID等」という) に関しては厳重な管理義務を負い、第三者にID等を譲渡・貸与・開示等をしてはならないものとする。
2. 前条第3項により、本サービスに移行した場合、ID等は継続して利用できるものとする。
3. 事業所らは、事業所らの担当者その他の役職員に対して、前項の義務を遵守させるものとし、事業所らの担当者その他の役職員が前項の義務に違反した場合は、事業所らが本契約に違反したものとみなす。
4. 当社は、事業所らの担当者その他の役職員による本サービスのID等の認証時点からログアウトまでの一連の操作を、正当な権限を有する者からのアクセスとみなし、事業所らの行為と取り扱うものとする。
5. 事業所らは、ID等が第三者に流出漏洩し、又は第三者により不正に利用され、又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとする。

第 11 条 (本サービスの中止・停止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合、事業所らに事前の通知や承諾なしに、本サービスの全部又は一部の提供を中止又は停止することができる。
 - (1)本サービスにかかるサーバやソフトウェア等電気通信設備の保守、点検、修理、データ更新の必要がある場合
 - (2)設備の故障等やむを得ない事情がある場合
 - (3)電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、もしくはそのおそれがあり、公共の利益のために緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - (4)天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、又は法令等の改正・成立により本サービスの運営が困難又は不可能になった場合
 - (5)電気通信事業者等が、電気通信サービスを中断した場合
 - (6)事業所らの行為が当社らの電気通信設備に支障を及ぼし、又はそのおそれがあり、その結果、当社らの業務遂行に支障が生じると事業所らが認めた場合
 - (7)その他当社らが必要と判断した場合
2. 前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を中止又は停止したことにより、事業所らにいかなら損害が生じたとしても、当社は事業所らに対して賠償の責任を一切負わないものとする。

第 12 条 (使用許諾)

1. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）はすべて当社らに帰属する。なお、本サービスの一部に当社らが第三者より正当な権利の許諾を受けている箇所等がある場合、当該箇所等に係る著作権・その他知的財産権及び所有権等は、当該第三者に帰属する。
2. 事業所らは、当社らが本サービスについて、当社らの裁量により、自由にその仕様を変更、又はバージョンアップすることができるものとする。
3. 事業所らは、前項の定めに基づく、変更、又はバージョンアップ後、本サービスに係るマニュアル又は当該マニュアル内の表示等が異なる事態が生じることを予め承諾するものとする。
4. 事業所らは、本サービス又はこれに関連するファイル若しくは資料を、改造、改変又は複製してはならない。

第 13 条 (無保証及び当社らの免責)

1. 当社らは、本サービスの商品性、有用性、目的適合性、完全性、本サービスの利用が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしないものとする。
2. 本サービス及びトライアルサービスの利用、並びに本サービス及びトライアルサービスを利用して行われる情報等の受発信又は閲覧は、すべて事業者らの責任において行われるものとし、当該情報等の内容及びその使用結果並びに本サービス及びトライア

ルサービスの利用により生じた事業所らその他第三者の損害については、当社はいかなる責任も負わない。

3. 当社らは、天災地変その他不可抗力（回線の輻輳、回線の障害、サーバダウン等を含むが、これらに限らない）により生じた事業所らが被った一切の損失につき、何らの責任も負わないものとする。
4. 当社らは、事業所ら又は第三者の責めに帰すべき事由により生じた事業所らが被った一切の損失（①ウイルス又はハッキングによるサーバダウン、サービス障害、データの流出、損壊及び誤った情報の掲載、②事業所らの操作ミスによるデータの流出、損壊、機会の喪失、及び③当社らのサービス環境の変化、本サービスの瑕疵を含む）につき、何らの責任も負わないものとする。

第 14 条（事業所による本サービスの解約）

事業所が最低利用期間経過前に、本契約の解約を希望する場合には、解約を希望する月の前月末日までに当社所定の書面により申し入れるとともに、当社に対し最低利用期間に相当するサービス利用料金から既払いのサービス利用料金を控除した残額を一括して当社に支払うものとする。

第 15 条（当社による本サービスの解除・解約）

1. 当社は、事業所が次の各号のいずれか一の事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができる。
 - (1)本利用規約等に違反したとき
 - (2)サービス利用料金等の支払い債務の一部又は全部の履行を遅滞し、又は支払いを拒否したとき
 - (3)手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (4)差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (5)破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、又は特別精算の申し立てがされたとき
 - (6)前 4 号の他、事業所の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7)解散又は営業停止状態になったとき
 - (8)当社による連絡が取れなくなったとき
 - (9)業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (10)本項各号のいずれか一に準ずる事由があると当社が判断したとき
 - (11)その他当社が事業所との本契約の継続が困難であると判断したとき
2. 当社は、事由のいかんを問わず、1ヶ月前までに書面で事業所に通知することにより、本契約を解約することができる。
3. 前 2 項により本契約が終了した場合、事業所は、本契約終了日までのサービス利用料金を直ちに支払うものとし、未請求分についても当社からの請求があり次第、直ちに支払うものとする。
4. 本条第 1 項、第 2 項により本契約が終了した場合でも、当社は、事業所に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他事業所に生じた損害につき一切責任を負わない。

第16条 (サービス終了後の処理)

1. トライアルサービス、並びに本契約の終了後、事業所らは自己の責任において、当社から許諾された本サービスの使用を直ちに終了することとする。
2. 当社は、トライアルサービス、並びに本契約の終了後、事業所らの登録データを削除することができる。
3. 事業所らは前項の登録データ削除に対し、一切の異議を述べないものとし、当社は登録データ削除から生じる事業所らの損害につき一切責任を負わない。

第17条 (機密保持)

1. 事業所らは、当社の事前の承諾なく、本契約並びに本サービスに関して当社から開示された情報（以下、「機密情報」という）を、機密として保持すると共にそのための合理的な措置を講じ、第三者に開示及び漏洩、ならびに本契約履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下の各号の情報は、「機密情報」に該当しないものとする。
 - (1)当社から開示された時点で、公知である情報
 - (2)当社から開示された後、事業所らの責によらず公知となった情報
 - (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (4)当社から開示された情報によることなく独自に開発した情報
2. 事業所らは、当社から要求があった場合、直ちにすべての機密情報を当社に返却し、又は当社の指示に従い、機密漏洩に十分に配慮した方法で廃棄もしくは消去しなければならない。また、情報開示目的が消滅した場合も同様とする。
3. 事業所らは、機密情報が漏洩又は紛失したことが発覚した場合、直ちに当社に通知しなければならないものとし、その後の対処について当社の指示に従わなければならない。

第18条 (個人情報の取り扱い)

1. 事業所ら及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、以下、「個人情報」という）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。
2. 事業所らは、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じなければならない。
3. 事業所らは、自己が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務その他関連法令・諸規則等を遵守しなければならない。
4. 個人情報に関する機密保持義務は、本契約又はトライアルサービス終了後も期間の定めなく有効に存続するものとする。

第19条 (損害賠償義務)

1. 事業所らは、本契約に違反し又は不正ないし違法な行為を行ったことにより、当社らに与えた損害について、当社らに対し損害賠償の義務を負う。
2. 賠償すべき額は、当社らが賠償請求権行使のために必要とした法的活動に要する費用（弁護士会の定める報酬規定に基づく弁護士費用を含む。以下同じ）のすべてが加算されることとする。
3. 前二項にかかわらず、当社の損害賠償義務は、事業所らが支払い済みの本契約に基づく1カ月分の対価額を上限とする。

第20条（禁止事項・解除）

1. 事業所らは、以下の行為を行ってはならない。
 - (1)法令の定め違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (2)公序良俗に反する行為
 - (3)当社らに対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為と同種又は類似の業務を行う行為
 - (4)当社らの本サービスに係る業務の運営・維持を妨げる行為
 - (5)有害なコンピュータープログラム、メール等を送信又は書き込む行為
 - (6)サーバその他当社のコンピューターに不正にアクセスする行為
 - (7)その他当社らが禁止行為として定める行為

第21条（反社会勢力に関する表明・保証）

1. 当社ら及び事業所らは、相手方に対し、本契約締結時又はトライアルサービスの受益時及び本契約締結又はトライアルサービスの受益後において、自らが暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、それらを総称して「反社会的勢力等」という）ではないこと、反社会的勢力等の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、及び関係者等が反社会的勢力等の構成員、又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。
2. 当社ら及び事業所らは、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対してなんら催告することなく本契約又はトライアルサービス及び本契約に基づき当社事業所間で締結された全ての契約又はサービスを解除、停止することができるものとする。
 - (1)社会的勢力等である場合、又は、反社会的勢力等であった場合
 - (2)自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (3)ことさらに、自身が反社会的勢力等である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力等である旨を伝えるなどした場合
 - (4)自ら又は、第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5)自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
3. 前項各号のいずれかに該当した当社ら又は事業所らは、相手方が当該解除により被っ

た損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を相手方に求めることはできないものとする。

第 22 条 (権利義務等の譲渡)

1. 事業所らは、本契約上の地位及び当該地位に基づく一切の権利義務又はトライアルサービス受益の権利を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
2. 事業所らは、当社が本サービスに係る事業の全部又は一部を関係各社、又はその他の者に承継させる場合のあることを予め承諾しなければならない。

第 23 条 (本サービス利用に係る問い合わせ方法)

1. 当社は、本サービスの利用に係る問い合わせに対し、問い合わせフォーム及びメールにて受付け、原則的に受付日から 7 日以内（土日・祝日、当社規定休業日を除く）にサポート担当者よりメールにて回答を行う。但し、本サービスの一般的な利用方法を超える範囲の問い合わせの場合、回答までに期日を要する場合がある。

第 24 条 (本利用規約の変更)

1. 当社は、本利用規約を自らの任意の判断で変更することができるものとし、当社所定の方法により事業所らに通知した時点以降に事業所らが本サービスを利用した場合、事業所らは、当該変更を承諾したものとみなすものとする。

第 25 条 (準拠法と合意管轄)

1. 本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、事業所ら及び当社は、事業所らと当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第 26 条 (利用の準備)

1. 事業所らは、本サービスの利用にあたっては、本サービスの利用に必要なインターネット接続環境等の通信手段及び機器等を、事業所ら自らの責任と費用負担にて準備する必要があることを予め承諾するものとする。

以 上